

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 30 年 2 月 9 日

時 間：臨 時 会 終 了 後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前 11 時 00 分

出席議員（14名）

議 長	塚 野 芳 美 君	1 番	渡 辺 英 博 君
2 番	渡 辺 正 道 君	3 番	高 野 匠 美 君
4 番	渡 辺 高 一 君	5 番	堀 本 典 明 君
6 番	早 川 恒 久 君	7 番	遠 藤 一 善 君
8 番	安 藤 正 純 君	9 番	宇 佐 神 幸 一 君
10 番	高 野 泰 君	11 番	黒 澤 英 男 君
12 番	高 橋 実 君	13 番	渡 辺 三 男 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 浩 一 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
会 計 管 理 者	三 瓶 直 一 人 君
参 総 事 務 課 長	伏 見 克 彦 君
企 画 課 長	林 紀 夫 君
税 務 課 長	小 林 元 一 君
健 康 福 祉 課 長	植 杉 昭 弘 君
産 業 振 興 課 長	猪 犬 力 君
復 興 推 進 課 長	黒 澤 真 也 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
参 教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君

拠点整備課長	竹	原	信	也	君
いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
主幹兼企画課課長補佐	遊	佐	昌	志	君
企画課課長補佐兼まちづくり係長	原	田	徳	仁	君
健康福祉課課長補佐係長	佐	藤	邦	春	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

職務のための出席者

議会事務局長	志	賀	智	秀	
議会事務係長	大	和	田	豊	一
議会事務係主任	藤	田	志	穂	

説明のため出席した者

【案件1. 富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（案）について】

復興原子力災害復興班参事官	山	崎	速	人	君
復興原子力災害復興班参事官	田	中		徹	君
内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官	宮	崎	貴	哉	君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	大	橋	良	輔	君
環境省環境再生・資源循環局事業担当参事官	神	谷	洋	一	君
環境省福島地方環境事務所長	上	田	健	二	君
福島県避難地域復興課総括主幹兼副課長	佐	藤	敏	行	君

【案件2. 福島県ふたば医療センター付属病院について】

福島県病院局
局参事兼
病院経営課長 武田和也君

付議事件

1. 富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（案）について
2. 福島県ふたば医療センター付属病院について
3. その他

開 会 (午前11時00分)

○議長（塚野芳美君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席議員は1名であります。説明のための出席者は、お手元に配付した出席者名簿のとおりであります。復興庁、内閣府、環境省及び福島県の関係部局職員の皆様並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、臨時議会に引き続き全員協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（案）について及び福島県ふたば医療センター付属病院についての計2件をご説明するものです

富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画につきましては、先月の全員協議会また住民説明会において、ご意見を伺い、国、関係省庁や福島県、関係する団体と調整するなどして計画案とし、ご説明するものでありますので、ご確認をお願いいたします。

なお、本日の説明の後所定の手続を経て今月末にも計画の認定を国に申請し、来月中には計画の認定をいただきたいと考えておりますので、ご承知おきくださるようあわせてお願ひいたします。また、ことし4月にオープンを予定しております福島県ふたば医療センター附属病院につきましては、施設の概要や提供する医療等について福島県より説明を受けるものであります。いずれの案件も、本町の復興に向けた非常に重要な案件でありますので、議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、国県を代表いたしまして、復興庁原子力災害復興班山崎参事官よりご挨拶をいただきたいと思います。

山崎参事官、よろしくお願ひいたします。

○復興庁原子力災害復興班参事官（山崎速人君） ご紹介いただきました復興庁、山崎と申します。

本日重要な全員協議会の場に出席させていただきまして、まことにありがとうございます。本日は、復興庁のほか内閣府支援チーム、また環境省が出席、また県からも出席をいただいております。富岡町の復興拠点計画につきましては、町の復興また再生にとりまして、大変重要な契機となるものでございます。復興庁といたしましても、認定に向けた手続また認定後のさまざまな支援等につきまして、しっかりと努めてまいりたいと考えております。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（案）についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。特定復興再生拠点区域の範囲、それから計画の内容についてご説明を申し上げたいと思います。説明は座ってさせていただきます。

このことにつきましては、先月10日の全員協議会において、特定復興再生拠点区域の範囲をご確認いただき、あわせて拠点区域復興再生計画の概要を説明申し上げたところでございます。また、先月21日にはいわき市、郡山市の両会場で220名のご出席をいただき、同様に説明をさせていただいたところでございます。全員協議会を初め、説明会においても、ご提案いたしました特定復興再生拠点区域の南東部区域において、新夜ノ森行政区の一部が特定復興再生拠点区域と設定されていないことのご質問と、それからこのエリアを拠点区域とすべきとのご意見がありました。このことから、この区域に關係する方々のご意向を改めて確認させていただくなどした結果、このエリアも特定復興再生拠点区域とすることと考え、本日改めてご提示申し上げたいと思います。

なお、さきの全員協議会以降帰還困難区域の特定復興再生拠点区域復興再生計画に関する国、各省庁並びに福島県、また関係する団体等との調整により、本日ご説明いたします計画案を作成いたしましたので、ご確認をお願いしたいと思います。

詳細の説明につきましては、企画課長補佐、原田よりさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○企画課課長補佐兼まちづくり係長（原田徳仁君） 私より特定復興再生拠点計画の案について説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

1月に開催されました全員協議会では、特定復興再生拠点区域復興再生計画（案）の国に申請するイメージを説明させていただきました。本日は、改めて当該計画案について、資料ナンバー1-1及び概要版であります資料ナンバー1-2にて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料ナンバー1-1をお開きいただきたいと思います。2ページ及び3ページにつきましては、前回の説明と重複いたしますので、主な修正点を説明をさせていただきます。

まず、2ページ、1、特定復興再生拠点区域一区域の範囲、予定する土地利用です。資料左側の図面では、特定復興再生拠点区域の範囲を示しております。ここで同様の図面を資料ナンバー1-2に拡大しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。先ほど課長より説明がありましたが、前回の全員協議会におきまして、行政区を分けることのないよう再検討すべきであるとのご意見をいただいたところであり、住民説明会や個別の聞き取り、バリケード設置を踏まえた現地確認を行った結果、特定復興再生拠点区域の範囲を拡大し、富岡消防署東側の新夜ノ森行政区を拠点区域の範囲内と修正させていただきました。いただいたご意見を計画に反映させたものでございます。

なお、大熊町に隣接する新夜ノ森行政区でございますが、目標とする5年後の避難指示解除時の状態を想定した結果、今回は拠点範囲に含めないことにいたしております。

また、資料ナンバー1-1にお戻りいただきたいと思います。2ページのその他になりますが、2

ぽつ目といたしまして、放射性物質汚染対象特措法に基づき除染、家屋解体を実施した箇所については、福島特措法に基づく除染、家屋解体は実施しないと記載しております。このことは、法制度上先行除染を実施している地域と今回認定を受けてからの除染を分けて実施するものであり、事務的な表現となっておりますが、手戻りのないような除染を行うことに変更はございません。

続いて、右側の特定復興再生拠点区域の状況、事故前、事故後、放射線量等につきましては、若干表現を修正しておりますが、趣旨に変更はありませんので、説明を省略させていただきたいと思います。

続きまして、3ページの2、計画の意義、目標及び3、計画の期間をごらんいただきたいと思います。前回説明以降特に修正はございませんが、改めて説明をさせていただきます。避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標としては、2023年春ごろとし、ただし書きに2019年度のJR常磐線全線開通にあわせ、JR常磐線の鉄道施設区域及びJR夜ノ森駅へのアクセス道路と駅周辺の一部の避難指示解除を目指します。居住人口等の目標としては、2028年ころの目標として、居住人口を約1,600人、事業所数を約50社、営農者数を約10者といたします。計画期間は、国の認定があった日から2023年5月31日とし、本計画期間内に拠点内の除染、インフラ整備を完了することを目標としております。

次に、4ページ、4、各エリアの土地利用、事業内容等をごらんいただきたいと思います。(1)、区域の整備の進め方としては、道路や上下水道のライフラインの復旧、整備の実施、先行除染エリアの広がりと連続性を持った住宅地等の面的除染や建物解体を進めてまいります。生活関連サービスの提供につながる医療、福祉や商業施設等につきましては、避難指示が解除された区域との連携をもとに調整、整備を図ります。

(2)、区域外へのアクセスの確保としては、安全な通行環境を確保する観点から、維持管理作業の継続や必要な措置を講じることとします。

(3)、区域内の整備の目標としては、避難指示解除目標時期にあわせ、区域全域の整備を順次進めてまいります。町といたしましては、JR常磐線再開予定時期が2019年度末となっており、JR夜ノ森駅周辺を皮切りに、東側に向かって住宅、続いて農地の除染を行い、順を追って復旧作業を実施してまいりたいと考えております。

(4)、効率的な整備の考え方といたしましては、ライフラインの復旧、整備が必要な箇所については、除染や建物解体等の工程調整を実施すること、円滑かつ速やかな除染や建物解体作業の実施のために丁寧な関係人への説明、同意の取得、建物解体申請を促したいと思っています。

次に、5ページ、各エリア、施設等の土地利用の概要と整備の必要性について説明いたします。町が策定いたしました帰還困難区域の中長期的な再生に向けた取り組み等を示しました富岡町帰還困難区域再生構想では、帰還困難区域内を4つのゾーニングと設定いたしましたので、その内容を記載し、加えて整備の必要性を記載してございます。

左側の記載内容でございますが、これまで説明をさせていただいた内容を網羅しておりますので、説明を省略させていただき、右側の事業内容等を説明させていただきたいと思います。まず、地区全体としては繰り返しとなります、自宅再建及び有効な土地利用を促進するための除染、解体等の措置を行い、地域コミュニティー形成に寄与する集会所等の復旧、整備、防火関連設備の復旧、夜の森駐在所の再開に向けた関係機関との調整などを行います。人と桜の共生ゾーンにおいては、蓄積される社会インフラの再生、活用を主眼に置いたライフラインの復旧、整備、新たに住民となる方々を迎えるための公営住宅等の整備、公共施設や商業施設の再整備、桜並木の保全や隣接する夜の森公園を活用した桜育成スペースの確保や公園整備、ポケットパークの新規設置の検討、コミュニティーの再構築に向けた健康増進施設「リフレとみおか」の再整備も含めた検討、JR夜ノ森駅を東西に横断できる自由通路等の検討を記載してございます。

沿道型商業活性化ゾーンにおきましては、継続的な商業需要等の把握調査や既存商業施設の再開支援及び企業誘致の強化、特区法制度の積極的な活用を含めた農地転用や都市計画決定などによる事業再開や新規企業進出支援。

農用地活用ゾーンにおきましては、農業アクションプランに基づきました農地保全管理を進める組合等の設置や営農再開活動支援、福島イノベーション・コースト構想と連動する企業進出意向の継続的把握と進出余地の積極的な周知、農業を含めた多様な産業の集積を進めるための検討を記載してございます。

森林再生モデルゾーンでは、里山再生モデル事業の結果を踏まえ、国、県、町連携による今後の取り組みを検討することと示しております。

続きまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、明記している項目でございますが、JR常磐線及びJR夜ノ森駅から河川までとなっておりますが、先ほど5ページで説明いたしました内容と重複しておりますので、説明を省略させていただきたいと思います。

最後に、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページは、5、土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理、6として廃棄物の処理では、これまで取り組んできた処理の方法を記載してございます。

7、そのほか特別復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項では、サービス等の開始時期の目途として、おおむね避難指示解除までに検討や調整する内容を示しております。

以上が国に認定申請する計画内容となります、あわせて1月21日に開催いたしました富岡町帰還困難区域再生に向けた住民説明会について若干お時間いただいて、あわせて報告をさせていただきたいと思います。

住民説明会では、1月に提出させていただきました計画の概要版をもって意見交換を行ったところでございます。意見で挙げられた主な事項のうち、当該計画に関しましては、除染や家屋解体、ライフラインの復旧時期の見通し、除染後の管理、拠点の中と外の境界、既存及び新規となるバリケード

の設置の時期、そして行政区単位での拠点設定についてご意見等挙げられましたが、計画そのものにつきましては、おおむねご理解をいただいたものと受けとめてございます。特に境界に近い皆様には個別に町の考えを直接お伝え、または文書にてお伝えさせていただき、今回お示ししたとおり、範囲の拡大を修正させていただいたところでございます。また、計画以外のご意見といたしましては、復興庁の後継組織、それから仮受け場の縮小や減容施設などが挙げられましたので、引き続き国に対して求めてまいりたいと考えてございます。

最後に、スケジュールでございますが、本日議会のご理解をいただいた後に、JRや双葉地方水道企業団などの関係者同意を求めることと並行いたしまして、県との協議を進め、速やかに国に申請を行い、年度内の認定を受けたいと考えてございます。

以上で説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 特定復興再生拠点の拠点の話につきましては、以前からお話しいただいておりまして、大きな変化はないのかなと感じておりますので、ある程度理解はしております。そんな中で本日は国の方がお見えになっておりますので、ぜひお伺いしたいのは、この拠点に入った地域は、除染や解体などが進んでいくと思いますが、それ以外の部分について、まだ方向性が示されていないなと思うのですが、除染だけは必ず全域でやっていただきたいという思いがあるのですが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） 復興庁で復興拠点の制度を担当しております参事官の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

ただいまの堀本議員のご質問でございますけれども、国の制度はまずは帰還困難区域の中は、この特定復興再生拠点を整備をまず進めていくと、可能なところから段階的に進めていくという中で、昨年施行されましたこの福島特措法に基づきます特定復興再生拠点区域の整備を進めていくというこれまでしか実は決まっておりません。これまで帰還困難区域の中で、あるいは防犯、防火のために必要な除草ですか、あるいは町道などに一時立ち入りするときに障害物があるときの除却、除去あるいはパトロールといった取り組みはさせていただいておりますが、それは引き続きさせていただくことになると思います。ただ、一方で先ほど拠点区域の外も除染をというお話でございましたが、もともと帰還困難区域の除染というのは計画されていない中で、まずは特定復興再生拠点につきましては、除染あるいは家屋の解体というものをやることになったのですが、拠点の外につきましては、今の時点ではまだやるということもやらないということも決まっておりませんので、今後の検討課題として引き続き検討させていただきたいと思います。

なお、この計画の中で図面上は色がついていないところではございますけれども、小良ヶ浜、それ

から深谷行政区の中の集会所あるいは墓地につきましては、ちょっと点的ではございますけれども、除染をさせていただきまして、なおかつそこに至るアクセス路も安全な通行が可能なようにするということは、この計画の中に明示的ではございませんが、書かれておるということでございます。

また、あと拠点外の立ち入りにつきましては、公益立ち入りを活用して柔軟に立ち入れるようにするとか、スクリーニング上での当日の受け付けをするとか、あるいは新しい有人ゲートを設置するといったことで、少し利便性を高めていくことについては、またご相談させていただきながら工夫させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。そういう方向性だということはわかっておりましますし、本来であるならばこの全域を復興拠点にさせてもらえばという考え方、町も多分持っていたと思うのですが、なかなかそれがかなわなかったということで、今回このエリアに絞ってきているわけですがやはり富岡町は困難区域これだけの地域を持っておりまして、でもここが全部復興しなければ本当の意味の復興にならないと私ども、多分議員の皆さんもそう思っていると思うのです。町もそう思っていると思うのですが、だから今回拠点にならなかった部分については、その後また新たな拠点として追加で恐らく出すようになるのだろうとは思っておるのですが、その中でもやはり有効な土地利用であるとかというところを考えますと、今回拠点にならなかった地域の方の有効な土地利用というのが妨げられてしまうということは間違いないので、そのあたりもお考えいただきながら、ぜひ除染だけというわけではありませんが、除染はせめてもやっていただきたいという思いがありますので、そのあたりぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） ただいまご質問のありました件でございますが、福島復興基本方針というものを6月に閣議決定させていただきました。これは、私どものトップ、吉野大臣もよく申し上げていることではございますが、たとえ長い年月がかかっても、帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意のもと復興再生に取り組む、この一文が何かに書いてあるからいいということではございませんが、吉野大臣よく申し上げているのですけれども、あの基本方針の中に3カ所出てまいります。ただの決意ではないかとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれません、決して国はこの問題に対して逃げませんと、あるいは逃がしませんということでございますので、ちょっと現在の段階では拠点の外に何ができるかということについて、これができる、あれができるとなかなかお話できることが多うございませんけれども、必ず避難指示解除をするという決意のもとで取り組ませていただきますので、ちょっと時間はかかるかもしれません、いろいろ検討は続けていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。かなり前向きというか、そういう思いが伝わってまいりました。吉野大臣は地元から出ていらっしゃるので、そういう意味で心をこちらに寄せていただけているというのはわかつておりますが、ぜひまた大臣にもこういった意見がありましたので、なるべく早い時期に除染などの方向性が出せるような働きかけをしていただきたいとお伝えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） ここでいただきました話は、しっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 今回の復興再生計画案については、何回か議論させていただいているのですが、町でも頑張っていただいて、すばらしい計画ができたのではないかと思っております。本年度中にどうなるか、認定をおおむね受けられるのではないかと私も考えておりますけれども、これが再生計画が認定を受けて、これはあくまでスタートラインになるわけです。今後これを実行していく上で5年間ということではありますけれども、やはり私としても心配しているのは、前にも町にはお話ししましたけれども、これだけの事業というのは相当莫大な予算がなければ町単独でできるようなものではないのは当然であるわけで、国からのやはり支援がなければできないものであるのは十分町も承知しているでしょうし、国も承知していると思います。

それで、これから詳細についていろいろ実行に向けて進めていくわけですけれども、復興再生期間というのが2020年度までということで、約3年弱ですか、という期間なのですけれども、この計画自体は5年ということで、復興再生期間が過ぎた後に何か盛り下がってしまうのではないかというのを私は懸念しております。その辺に関しては復興庁として責任を持って終了するまでやっていただけるとは思うのですけれども、その辺ちょっと確認です。

○議長（塚野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） 予算につきましては、毎年度、毎年度の予算でございますので、今この計画を認定したからといって、全てが確証あるとはなかなかこういう場で申し上げることはできないのですが、少なくとも国が認定という行為をしておりますので、この計画に書かれた範囲が避難指示が解除できるようにすると、これにつきましては、ちょっと復興再生期間をはみ出す部分もございますけれども、しっかり取り組んでいくという構えであります。復興再生期間後の福島復興をどのような形で担っていくかということにつきましては、まだ今の時点ではどうなる、こうなるということはきちっと申し上げられる状態ではございませんけれども、少なくとも国が前面に立って取り組んでいくということは、また言葉だけかもしれませんのが、先ほどご紹介させていただきましたこれは東日本大震災の復興の基本方針の中にきちっと書いてございます。福島につきまして

は、復興再生期間後も国が前面に立って取り組んでいくという決意でございますので、そこはひとつご安心いただきたいと思います。

実際に必要なお金がどうなるかということにつきましては、毎年、毎年の査定はございますけれども、少なくともこの計画に書かれたもので避難指示解除までは、きっちとやるというご理解をしていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） おっしゃるとおりということは、十分承知はしておりますが、単年度、単年度で予算がつくというのも承知しております。ただ、やはりこの計画を実行していく上で、町が計画を練ってこれからやっていくわけですけれども、これだけ小さい町で大きな事業をやっていくわけですから、相当力を入れてやっていかないと、これは成功しないというのは私も目に見えてわかっているわけですけれども、やはり国の力がなければこれは実行しないというのも、先ほども言ったとおりですけれども、その辺が今までの例を見ても、なかなか予算をつける上で相当職員も苦労しているというのは私もよく話を聞いているのです。ですから、その辺はもうちょっと国もしっかりと町を把握していただいて、予算つけるために行動していただかないと、なかなかスムーズには進まないと思っているのですけれども、今後も復興庁が5年後まであるかどうかというのもわからないわけです。その辺やはり国としてしっかりとやっていかないと困りますので、再度その辺の意気込みをちょっと聞かせていただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） おっしゃるとおりでございます。今復興庁というのがございまして、町ごとに担当参事官も用意しております。そういう体制が続けられるのかどうかということについて、今ちょっと確証を持って言えることはできませんが、少なくとも富岡町を含めて、この帰還困難区域を有する市町村が避難指示解除が全部できるまでという意味では、きっちと国も手当をしていくという決意は述べられておるわけでございますので、そこはきっちとやっていきたいと思いますし、至らぬところがあれば、また議員の先生方、町長からいろいろまたご意見をいただきながら進めていきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 何点かお聞きしたいことがあるのですが、まず国にちょっとお聞きしたいのですけれども、今町から提出したところでいくと3ページのところになるのですけれども、2のところで避難指示解除になった後の居住開始の目標ということであるわけですけれども、実際に平成35年の春ごろに目標ということなのですが、今回ほぼ1年前に富岡町の避難指示が解除になったところを考えましても、居住開始ということでいきますと、非常にいろいろなことが起きてくるわけです。まして、この帰還困難区域の中は、特に手つかずの状態のところが非常に多くて、帰ると言っている人

数も少ないわけではありますが、こちらに帰りたいという意思表示をしている方もアンケートの中ではっきりされていると思うのですけれども、5年後に一通り終わるということだと、住み始めるとか、使い始めるということになると、非常にそこにタイムラグがまた出てきて、5年が6年、7年になってしまふということを考えると、少しでもまず1回目の基本的な除染、解体をなるべくこの5年ではなくて前倒しで1年前とか、1年半前、2年半前にある程度終わっていないと、その解除するまでの間のことが非常に苦労していくというのがはっきりしているので、その辺最初の除染が面積的に言えば最初のやったところからすれば3年あれば十分できると思うのですけれども、そういうところを加味したときに、この除染の5年の目標で、実際の除染というのはどのぐらい前、フォローアップも含めると結構前にしなければいけないということを思うのですけれども、そこをどう考えているのかということ。

それから、今度6ページ目のところになるのですけれども、ここの整備の必要性というか、いろんな施設のことが書いてあるのですけれども、どうしても保存とか、再生とかということで出てくるわけですけれども、特に公園、富岡の桜の公園一帯のところなのですけれども、なかなか保存と再生だけでは原状復旧というような形だけでは、非常にその後のことを考えるとつらいものがあるわけですけれども、やはり観光ということで、ほかから人が来るということ、今この現在においてもいろんな風評被害があるということを加味すると、帰還困難区域の中の観光地点というのは、非常に風評も含めいろいろなことがあると思うのですけれども、復旧にこだわらずに、より新しいステップアップしたことをその公園の中でしていくというようなことにもきっと復旧、復旧ということでブレーキをかけるのではなくて、同時に新しいこともできるような形で予算措置を考えていってほしいと思うのですが、そういうことに対してどう考えていくていただけるのかということ。

それから、最後の8ページのところになるのですけれども、ここに出てる除染等の除染物、それから廃棄物の処理ということで、当然環境省は環境省にのつったものの中での廃棄物の処理ということになってくるのですけれども、実際に100%の建物とか、そういうものが壊れるわけではなくて、残して再利用するとか、使う人もいるわけですけれども、やはり放射線の問題で廃棄物がその8,000ベクレルを超えるものが出でたりとか、そういうことが今こちら側の解除されたところでも時々起きてくるのですけれども、そういうものをその都度、その都度の対応では非常に大変なのです。実際に壊したところは環境省でこの法律の中できちんとしてくれるのですけれども、環境省が壊せなかつたものであっても、きっちんと対応していただかないとい、その下に書いてあるように、解除までにいろんなサービスとか、もの、帰りたいという人も帰還困難区域のパーセンテージは1桁のパーセンテージですけれども、帰りたいと言っている人たちのことを考えますと、必ずしも新築だけではないということが出てきますので、その辺の廃棄物の処理に対してどういうふうな考えでいかれるのかということをちょっとお聞かせください。

それから、最後の立ち入りの管理なのですけれども、先ほど説明の中で有人のバリケードをちょっと

とふやしたりとかというのがあったのですけれども、やはり帰還困難区域が解除されない中での立ち入りの規制というのは、家財とか、いろんなものの片づけとか、そういうことも含めて、今なかなかできない状態になっておりますので、やはり壊すにしても、いろんな状況がありますので、もう少し自由にというよりも、時間的にも回数的にも立ち入りができるようになっていかないと、非常に問題が出てくるのかなと思います。壊れている状況と放置している状況が今までよりもより一層厳しい状況なので、その辺をどう考えているのか、ちょっと詳しくお聞かせください。

以上、済みません、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） ただいま遠藤議員から4つご質問があったと思います。

まず、1点目でございますけれども、除染のスケジュールということでございますけれども、先ほどの計画の説明の中にもありましたように、まず宅地から、次に農地という順番を考えておりますので、今まだこれから除染の同意もいただいていかなければいけない状態ではございますので、いついつまでにどこをやりますというのは、これからお示ししていくことになるのですが、まず宅地から始めていくことによって、5年後の避難指示解除より前の段階から例えばおうちのリフォームですとかそういったものもできるようにしていきたいと思っております。そのためにもし必要な立入規制の緩和ですとか、あるいは事業規制上の何か問題があれば、それもまた逐一その都度検討してまいりたいと思っております。

それから、2点目の公園でございますけれども、復旧に限らずにというお話をございますが、単純な除染だけを行って使えるようにすること以上に、何かしらの手を加えるということを町でもまたご検討されるのであれば、そこには私どもも一緒に考えさせていただきたいと思います。通常の補助事業で対処できるものがあれば、対処いたしますし、ないときにはまたちょっと知恵を出し合いながら考えるということかと思います。子供の遊具などをつくるようなメニューというのもありますので、ちょっと復旧以上のものということではございますけれども、どういったものを整備する必要があるのかと、観光という視点もあるかもしれませんし、住民のためのという視点もあると思いますので、また町からいろいろお考えを聞かせていただいた段階でご相談させていただきたいと思います

それから、3点目の除染と廃棄物の関係、それから4点目の立入り規制のいろいろ詳細につきましては、ちょっと環境省、それから内閣支援チームからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 上田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（上田健二君） 環境省の福島地方環境事務所次長の上田でございます。

ご質問いただきましたのは、解体を円滑に進めるようにということと、それから環境省が解体したものだけではなく、それ以外のものについても8,000ベクレルを超えるようなものについては、処理

が滯ることがないようにというご質問の趣旨かと承っております。

まず、家屋の解体につきましては、この復興拠点再生計画に基づきまして、私ども円滑に、もちろん家屋というのは住民の皆様の大切な財産でございますので、丁寧に対応して拙速にならないようしっかりと対応して、もちろん円滑に期限に間に合うように解体を進めてまいりたいと思っております。

それから、環境省が解体したもの以外でいわゆる8,000ベクレルを超えるような指定廃棄物として出てくるものにつきましては、環境省が指定廃棄物として指定をした上で、私どもで処理を請け負うということになっておりますので、そういったところご指摘を踏まえまして、処理が滞ることのないようにしっかりと円滑に進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 宮崎さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（宮崎貴哉君） 内閣府で帰還困難区域の一時立入りを担当しております参事官の宮崎でございます。ご質問いただき、ありがとうございます。

では、ご質問ございました立ち入りの件でございますけれども、今般この復興拠点の制度を整備するに当たって、拠点に設定された区域の中で、計画の認定後先ほどご説明もございましたように、除染あるいは家屋の解体というものが進んでいく中で、当然そういう住居をお持ちの住民の方々がより頻繁に区域に入りたい、入る必要が出てくるというニーズがあることは承知をしておりまして、拠点内の立ち入りにつきましては、これまで帰還困難区域への立ち入りについては年間30回、時間にして1日5時間というルールで運用させていただいておりましたけれども、拠点内につきましては、スタート時期はこれから町の当局とご相談ではございますけれども、私どもの受け付けをやっています約年間220日ございますけれども、その中でお申し入れをいただいて、立ち入りをしていただくように運用を緩和したいと思っております。また、時間につきましても、これまでの5時間から最大7時間まで、これは拠点外も含めてでございますけれども、延ばすということにより住民の方々が利便性高くご自宅にお戻りいただけるような制度運用に努めていきたいと考えているところでございます。

また、有人ゲートにつきましても、町のご当局と議論させていただきまして、今有人ゲートをふやす方向で調整を進めさせていただいているので、こういったものも活用いただければこれまでよりは少なくとも利便性の高い立ち入りをやっていただけるのではないかと、このように考えています。まずは、これで始めさせていただきまして、町のご当局含めて、一時立入りの制度につきましては日々意見交換等をさせていただいているので、また新たなご要望等ございましたらそれを受けとめて、不断の改善を図ってまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

質問を少し話を整理していただいて、端的に質問してください。

○7番（遠藤一善君） わかりました。ありがとうございます。

今解除後のことに関してはということだったのですが、基本的に私帰還困難区域の中にいるのです

けれども、少しでも早く終わらせていただきたいということが一つあります。そういう細かいことがいろいろあろうかと思うのですが、まずは目標をきちっと5年ということですが、先ほども出たように解除前にリフォームしたりとか、いろんなことができるということ等の話がありましたので、ぜひともそれが1年、2年前倒しでできるような形でしていただけすると、本当に5年後に目標を持って、5年後といつても、もう12年もたつわけですし、やはり最初、当初10年で何とかするという国の大好きな目標の中で、我々もアンケートのときに10年は待てるという、それ以上も待てるという項目もありましたが、やはり10年というのは非常に長い、気持ちの中で。でありますので、ぜひ10年というところを一つの大好きな目標にして、最終的な解除ができるような形で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） この計画認定をいたしましたら、国、県、町が入った形で推進会議というものを立ち上げさせていただきたいと思います。先ほど委員からもお話ありましたような工程表をもうちょっと詳細なものをつくりていき、その場、その場で出てくる問題を国、県、町一体になって解決しながら進めていきたいと思いますので、また推進段階に入りました、いろいろご指導いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 解体、除染、解除、こういったものの公平性について質問させてください。

帰還困難区域は、今回特定復興再生拠点区域に入った区域とこの区域だけでももう先行除染で間もなく解体、除染が終わろうとしているところとあと3年以内のJR夜ノ森駅周辺と、あとその他の地域と3つに分かれます。プラス6号線東側の小良ヶ浜地区はプラス5年ということで、帰還困難区域も4地域に分かれます。そういうことを考えた場合に、被災者自立支援こういったことからいけば、きょうは復興庁も内閣府も来ているということで、アンケートによるとやはり1割戻るか戻らないか、8割、9割は新天地というか、移住先で暮らすと。そういうことを考えたときに、被災者自立支援解体して更地にして、さらに新天地に自分の家を求めるところ、そういう方もかなりいます。そういう中で、やはり先行除染の方はもう自立支援を受けられた。3年以内にJR駅前もその可能性がある。だけれども、同じ困難区域でも私は5年だからまだまだ、小良ヶ浜地区はプラス5年だからあと10年かかると、同じ困難区域の中で格差が生まれてきます。その格差を埋めてほしいと思うのですが、内閣府はどのように考えるか、その辺聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） 復興庁の田中でございますけれども、議員お尋ねの再建支援というのは、被災者生活再建支援金のことでございましょうか。

○8番（安藤正純君） はい。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） そうですか。それでは、同じ内閣府ではございますが、ちょっときょう来ている者とは部署が違うのですけれども、私どもそのようなご要望があるということもお聞きしておりましたので、あらかじめ内閣府のこの被災者生活再建支援金を担当している部署にちょっといろいろ相談を持ちかけてまいりました。安藤議員お話の件は、恐らく半壊の住宅について、解体をしていないと被災者生活再建支援金が支給されないことをお話しなのかと思いますこの件につきましては、被災者生活再建支援法という法律に基づいて被災者生活再建支援金というのが支払われているわけでございますけれども、その要件が自然災害によって全壊、半壊または敷地被害によりやむを得ず解体した場合、長期避難、大規模半壊の場合に支給されるということが法律に書いておりまして、この法律上やむを得ない事由により当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯という部分につきましては、どうしてもやっぱり解体の事実を確認した上で支援金を支給するという、その制度はちょっとなかなか簡単には変えられないということでございますけれども、やはり同じ時期、それから除染の実施といったことで不公平が生じているというご指摘ではございますが、その事実は確かにあるとは思うのですが、この被災者生活再建支援金につきましては、例えば解体の意向を示すとか、解体申請のみで支援金を支給するということは、ちょっと制度上できないということを内閣府からお聞きしておりますので、これも何らかの形で解体の事実を確認した上で支援金が支給されるというようにならざるを得ないということでございます。

○議長（塙野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 法律でそうなっているから難しいというのもあるのですけれども、やはり同じ区域の中で不公平が生じますので、その辺は検討してください。

それに伴って、もうこの困難区域では先行除染で除染が終わっているところもありますし、あとＪＲの夜ノ森駅周辺もあと3年後ということなのですが、できれば解除は先行解除というよりは、ＪＲの駅を利用するための通行許可、これは開通とともにあってもいいのかなと思うのですが、そこは通れるけれども、解除はまだまだ一本だよと、一発でやるよというほうが公平性があるのかなと思うのですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） 避難指示解除につきましては、町と十分に相談をさせていただきながら解除することになると思いますので、今お話のありましたようなご提案も十分加味して最終的な結論になると思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 二、三点お聞きします。

まず、1点目なのですが、今安藤議員からもちょっと触れられましたが、3ページのＪＲ常磐線の鉄道施設区域及びＪＲ夜ノ森駅のアクセス道路等の除染が終われば、開通に伴って解除したいような

雰囲気で書かれておりますが、これは当然解除できるのであれば解除が一番いいと思うのですが、これははっきりしていただきたいのです。除染が完了してJRが開通になれば解除するとかしないとか、町民が大分この辺不安がって聞く方もおりますので、私ら答弁に困るような状況がありますので、当初は5年間は解除しないような雰囲気で進んできたかなと思うのですが、ここに来て流れががらっと変わって、常磐線の開通に伴って一部を解除したいような雰囲気になってきていますので、その辺ぜひお聞かせください。

あと特定復興再生拠点整備は、私は大賛成なのです。ぜひ5年と言わず、3年、2年でやっていただければ、先ほど7番議員からあったように、除染が進めばリフォーム関係もできるようになるよという話がありました。実際困難区域は解除しないと、実際のリフォームとか、そういう部分は私は無理なのかなと思うのです。解体したものをきちんと入れる場所もない、運んでくれる業者もいないということですので、解除しないとその辺は成り立たないのかなと思うのですが、解除しなくても除染が済めばリフォームなりなんなりするような状況が本当に生まれるのかどうか、その1点お聞かせください。

あとこの復興拠点整備、先ほど言ったように大賛成なのですが、こういうもろもろの案件が出てきているがために、東側小良ヶ浜地区、深谷地区の仮置き場が膨大にふえてきているのです。その辺が私はちょっと理解できないのであって、環境省は当初は3年お貸しくださいということで進んだものが、もう7年たっていると。7年たった今、環境省の運搬では、年々大熊の中間貯蔵に持っていく量をふやして、実にありがたい話なのです。ただ、運ぶ量より入ってくる量が膨大にふえているのです。あと一つは、減容化施設も堤防とか、防災林とか、いろんな問題で広さをだんだんつばめてきてるがゆえに、そういう部分がしわ寄せになってきているのかなと思うのですが、環境省でどういう見通しを立てているのか、小良ヶ浜地区と深谷地区を墓場にする気なのか、その辺をはっきり聞いておきたいと。ましてやこの再生拠点整備でいきますと、小良ヶ浜、深谷地区は全く抜けているのです。だから、それはしようがないと思うのです。ただ、抜けているにもかかわらず、できるところから手をつけていける部分は私はあろうかと思うのです。

先ほど墓地の除染や草刈りとか、あとは公民館の点の除染とかと言いましたが、公民館除染してもらっても何の役にも立たないです。まさか除染完了したからと、あそこで総会開こうなんていう人は多分誰もいないと思います。そこまで考えてくれるのであれば、特定復興再生拠点整備の中で、これと同じく説明会でもある人が言っていました。解体なら解体だけでも進められないかと、予算のいろんな問題があるからなかなかできないのはわかっていますが、そういうところに小良ヶ浜、深谷地区にも少し手を差し伸べていただきたい。復興再生拠点のエリアに入らないから何にもできないよとがちっと固めないで、そうすれば半壊以上になれば国の支援も受けられる人もいるし、困難区域の中で小良ヶ浜、深谷の人たちも泥棒とか、そういうものに何回も入られると、生まれ育ったうちに土足で入り込まれるのはもう嫌だと、もう一日も早く解体してほしい、そういう話も聞こえてくるのです。

そういう痛みもぜひわかってほしいのです。そういう意味から言うと、やっぱりできることから前に進めて持っていっていただけば、ある程度地域の人たちは納得はすると思うのです。そういうことを一緒に進めていってもらっても、この特定復興再生拠点区域復興再生計画は、マイナスにはならないと思うのです。ただ、予算措置の分でそっちに予算行ったから少しこっちできなかつたなんていうことはあろうかと思うのですが、その辺は復興庁でぜひ頑張っていただきたいと思います。

あと夜の森地区が除染が進んでいけば、先ほど入る回数をふやすような検討もしたいとか、あとは入っている時間も5時間から7時間にしたいとか、そういう話がありましたが、私前から言っているのです。町には1年も2年も前から会議のとき何回か言った経緯あるのですが、困難区域に入るのに手続して入ります。それはそれでしようがない。年間30回、1日5時間、それは健康管理のためだということも理解しています。それをふやしてくれと私は言わないです。ただ、もっとスムーズに入らせていただきたい。といいますのは、予定を組んで入ろうとしても、その日が雨降ったとか、雪降ったとか、台風だとかで、その日に計画立てて申し込んでおいても入れなくなるときがある。それだったらきょうは雨だからあした行こうといって簡単に行けるようなシステムを組んでほしいのです。入域するところできちんと管理してもらえばカード式にしてもれば、十分私はできると思うのです、一々手続してどうのこうのより。そういう簡素化もできるのであればしてほしい。ぜひお願ひします。

あともう一点なのですが、ゾーン的な考え方で人と桜の共生ゾーンとあります。夜の森の桜は県内でも結構町なかにある桜として有名な部分があろうかと思うのです。ぜひ復興庁さんの予算で桜の苗木などをふやして、町と一緒にになってもう一本桜の並木街道をつくるのも私はいいと思います。あとは、本来は夜の森地区にはもう一つ名所があったのです。皆さん知っているかどうかわからないですけれども、夜ノ森駅舎ののり面のツツジです。すばらしいツツジがあったのです。これ全部伐採されてしまいました。ただ、駅舎の中だということで、なかなかそれを復興させようということにはならない。また、根株は残っていますので、いずれは復興するとは思いますが、なかなか木が育つのは時間がかかりますので、そういうものと同等のものを町としても、私も提案しなくてはならないとは思っているのですが、それはお願ひですので、ぜひそういう提案があったときにはぜひ予算措置よろしくお願ひいたします。その何点か。

○議長（塙野芳美君） ただいま6つもしくは7つで、今回の拠点整備の部分に直接関係する部分とちょっと関連するかな、しないかなという部分と大分多岐にわたっているのですけれども、ご答弁いただきますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議事進行の件でちょっと。

この後まだ全協続きますから、ここで区切りよく1時まで休憩をしていただいてやっていただければありがたいと思いますし、今回の今13番さんの質問について、その他どのくらいあるのか等々もありまして、国の方々が今回答弁をすれば変えられるという話でもないので、そこをしっかりと見定め

ていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 各議員にちょっとお尋ねします。

13番さんの答弁いかんによっては、まだもちろん重複しないということがありますけれども、そのほかどのくらいありそうですか。12番さんですか、あとは9番さん、国、県の皆様は時間的な制約は大丈夫ですか。

それでは、今の13番さんの答弁はもう午後にしたいので、13時まで休憩いたします。

休 憩 (午後 零時02分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、午前中の13番さんの質問の答弁をお願いいたします。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 渡辺議員からの1点目の夜ノ森駅周辺の避難指示解除ということについてでございますが、31年末ごろまでの夜ノ森駅周辺の避難指示解除を目指すのだということについての考え方でございます。

これは、JR常磐線が全線再開通じた際に、夜ノ森駅を利活用しやすくする、利活用したい、すべきだということの観点から最低でも夜ノ森駅へのアクセスができるような状態にしたいということでございます。範囲とか、区域ということにつきましては、その時点の除染の状況であったり、放射線量の状況であったり、それからインフラの状況であったりというところを今後議会を初め、町民皆様と議論してまいりたいというところだと思いますので、区域については定まったものではありません。考え方としては、最低でも夜ノ森駅にアクセスできる状態にしたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） 復興庁、田中です。渡辺委員のご質問、幾つかお答えさせていただきます。

お答えさせていただく前に、ちょっと午前中もお話し忘れていた1点ございまして、今回拠点外になるところにつきましては、まだしばらくの間避難指示解除の見通しも立たないということで、大変長い間避難指示を出させていただいているという意味で、国からも一言おわび申し上げたいと思います。

幾つかご質問ございました。まず、私からはできるだけ早く整備をして解除をしていただきたいというお話、それから拠点外での建物の解体について、それからツツジなどについても植えることはできないかというご提案、その3点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、リフォームなどができるような期間をつくりながら整備するということでございます。リフォームにつきましても、今の帰還困難区域は、先ほど申し上げましたように、少し立入規制の緩和ですか、事業規制についてもできるものをふやしていくということでございますので、拠点の部分につきましては、避難指示解除と同時にリフォームなどが始まるのではなくて、それよりも前にそういうのが始まって、避難指示解除のときにはお住まいになれるような状態ができるだけつくれるように、これから工程も詰めていきたいと思います。

それから、拠点外の解体につきましては、先ほども一度お答えをさせていただきましたけれども、今の時点で解体をするための拠点の外につきましては、家屋を解体するための制度あるいは予算といったものが用意できていないというのは事実でございますが、拠点の外では家屋を解体してはいけないということでもございませんので、何ができるのかということを常々町、県、国でちょっと考えていきたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、夜ノ森駅のツツジの件でございます。ちょっと今根っこは残っているけれども、どうなるかわからないということではございますが、今たちどころにツツジを植えるための何か制度とかあるわけではございませんけれども、町からもいろいろご提案をいただきながら、できることは支援をさせていただきたいと思います。

あと立ち入りの話、それから仮置き場の話は環境省、それから支援チームからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 宮崎さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（宮崎貴哉君） それでは、私から立ち入りについてのご質問についてお答え申し上げます。

ご質問の中でもございましたとおり、今帰還困難区域への立ち入りにつきましては、私ども内閣府が運営しておりますコールセンターに基本的には事前にお申し込みをいただいて、その後スクリーニング場に当日立ち寄っていただき、通行書の発行を受けて、線量計や防護装備をお持ちいただいた上で入っていただくということで運用させていただいております。これが大変なご負担をおかけしているということは、重々理解をしておるところではございますけれども、入られる皆様の線量管理とか被曝を軽減するような措置というものを徹底する観点から、このような運用をさせていただいております。議員ご指摘のようにもっとスムーズに入らせてほしいと、例えばあした入りたいというときに柔軟にできないのかというご要望は、これまでもいろいろと受けておりまして、昨年度までは基本的には事前のご登録ということで運営をしておりましたけれども、今年度、29年度に試行的にちょっと離れてはおるのですけれども、毛薺のスクリーニング場で当日もし入りたい、あるいは前日までに申し込みをされたのですけれども、都合が変わってその次の日に入りたいというような方々への通行証の発行とか、線量計の対応をやらせていただくようなことを今年度やらせていただきました。今年度は、ちょっと試行的に1カ所のみでやらせていただきましたけれども、来年度、30年度からは富岡町

にも近い高津戸のスクリーニング場で同じやり方で当日の立ち入りをやっていただけるように、また加えて北では加倉で2カ所で、こういうやり方をさせていただくように今もう既に各町にもご説明申し上げてご了解いただきしております、30年度から始めさせていただきたいと思っております。ちょっとまだ住民の皆様へのご案内の準備をしているところでございますので、年度が始まる前にきちんとご案内できるようにやっていきたいと思います。

それに加えまして、先ほどもご説明いたしましたけれども、なるべく簡易に利便性の高い立ち入りをしていただくように、細かなところではいろいろと運用の変更をやってきております。また、当地立ち入りも本格実施ということで、来年度から始めればまたいろいろとご要望出てくると思いますけれども、町の当局を通じてでも構いません。直接私どもに申し入れいただきても構いませんので、ご要望をお聞かせいただきて、できることできることいろいろあるわけですけれども、引き続き努力をしてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 神谷さん。

○環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官（神谷洋一君） 拠点外の仮置き場のフレコンの数がふえているのではというご指摘についてでございます。

まず、関係者の方々に長きにわたりあの土地をお貸しいただいていること、事業が長引いておりまこと、ご理解への感謝とおわびを申し上げたいと思います。

それで、30年度の出入りの見通しはどうかということでございますけれども、どのくらい入ってくるかというのは、これから復興拠点の事業の進め方次第というところがありますので、バランスを完全に見通すことは難しいのですが、搬出ですけれども、おかげさまをもちまして、中間貯蔵の事業がかなり順調に推移をしております。先ごろ発表しました搬出の見通しでございますけれども、今年度50万m³を目標にということでやってまいりましたけれども、30年度は全体で180万m³、31年度は400万m³程度を目指すということで示させていただいております。富岡町の分というのも相応に枠を広げさせていただくことができるかと思っておりますので、そちらを着実に安全に進めることによりまして、フレコンの数を全体として抑え、減らしていくということを目指していきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 減容化施設の今後の見通しの件は、どなたがお答えいただけますか。

上田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（上田健二君） 環境省の上田でございます。減容化施設のその後というご質問ではなかったかなと思っていたので、済みません、最初にお答えしなくて失礼いたしました。

富岡町の仮設焼却施設につきましては、先ほど議員ご指摘がありましたように、県の防風林事業等である程度の期限が決められてしまっているということがございますので、その後の処理先につきましてはなおもって調整中でございます。大変これにつきましては、ご心配をおかけしております、

まことに申しわけございませんが、調整の相手先もあることでございますので、もう少しだけお時間を頂戴できればと思っております。ですが、ここにつきましては、特定廃棄物の処理につきましては、国が責任を負っているということでございますので、国で責任を持って次の処理先を決定させていただくと。それから、決定させていただいた次第こちらにもご報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。まず、夜ノ森駅の件ですが、区域はどこまで解除するかしないかは、別段構わないのですが、最低限度夜ノ森駅を使えるようにするということは、もう現実だということで捉えていいのですね。わかりました。

あとリフォームについてなのですけれども、困難区域を解除しなくてもできるような制度を立ち上げるのかどうか。多分立ち上げるようなニュアンスで私は受けとめているのですが、そういう制度にするとすれば、リフォームから出た廃材とか、コンクリートかすとか、いろんな産業廃棄物、それはもう線量にかかわりなくやっぱり環境省が全部引き取ってもらわないと、なかなか一般のところに出すというのは一般の要は工務店さんとか、地権者の人たちから言わせれば、なかなか難しい部分があるのです。その辺の制度をきちんと確立していただければ可能なのかなと思いますので、ぜひその辺の制度をきちんと確立していただきたいと思います。

あとは、解体についてですが、何回も聞いていますから、きょうだけではなくて、今まで何回も質問して回答は返ってきてる経緯あるのですが、私非常に情けないのは、さっきも述べましたが、拠点整備とか、そういう網にかかった部分は、じゃんじゃん前に進んでいって、全く足踏みして進まない状態のところがあるわけです、現実的に。富岡で言えば今回残る部分が小良ヶ浜地区と深谷地区ですか、そこが何か一つでもいいですから、その波にのっかる部分があるのであれば、私も理解できないわけではないのですが、波にのっかるどころか、汚染物質が次から次に入ってきて、仮置き場はますます拡大していって、では最終的にどうなるのだという心配があるのです。そういう部分で、できるところから1つずつ富岡全体エリアとして考えてやっていっていただければありがたい。この制度上法律では困難区域は当初除染はしないよとなつたと言いますが、その制度を変えて拠点整備が始まるとわですか、やる気になれば私はできると思うのです。だから、私はやる気の問題なのかなと捉えていますので、ぜひその辺をお願いしたいと。

あとは入域、退域の件なのですが、今の説明で前にもちょっと聞いた経緯はあるのですが、当日でも入域は可能だよと、それはありがたい話で、ただ今すぐああしてくれ、こうしてくれということではなくて、当然夜の森地区が拠点整備始まって2年とか、3年たてばリフォームとか、そういう部分を可能にしていくと、解除しなくても。となると、入退域も日にちをふやすとか、時間をふやすとかしないと、当然リフォームなんかやってくれる業者いませんので、普通に8時半くらいに入って5時ころ退域できる、それも毎日コンスタントに来れるようにしないとできないですから、それと同時に

そういう部分にあわせて拠点整備から外れた部分もそういう制度を広げていっていただきたいということなのです、今すぐどうしろということではなくて。そうすると、拠点整備の部分だけがいい条件そろっていくのではなくて、できる部分は外れた部分も足並みそろえて条件的にそろっていくという考え方方に立っていただければありがたいと思います。

あとは、30年度の汚染物質の中間貯蔵に運び込む数字、15万でも20万でも100万でもいいのです。ただ、実際富岡町で入ってくる量より出していく量が多いのかと、どっちが多いのだという問い合わせなのです。幾ら運び出しても、入ってくる量が多ければ何にもならないわけです。今現在は、多分入ってくる量が私は多いのではないかなと思っているのです。そういうことで、仮置き場を膨大に広げているのかなと思うのです。必要であればしようがないです。ただ、出していく量より入ってくる量が多ければ、何年度に逆転するのですかということを問いたいのです。そういう計画は全然多分町にも来ていないのだと思うし、その差。その辺の答弁が欲しかったわけなのですが、どうなのでしょう。

○議長（塙野芳美君） 田中さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（田中 徹君） 幾つかございました。まず、リフォーム等々の最後の廃棄物の処理の話でございますけれども、そのような問題が発生するということは、重々承知しておりますので、引き続きこの問題だけではございませんけれども、先ほどから申しましたように国と県と町と一体となった体制を組みながら、制度の改善を含めて時々刻々やっていきたいと思いますので、今いただきました提案は、十分に理解させていただいているつもりではございません。なかなかすぐにできていないところはございますけれども。

それから、解体につきまして、できるところから1つずつというお話もご提案としてしか記憶させていただきたいと思います。本当にできることが今ないというのも事実でございますけれども、何かしらできることも出てくるとは思いますので、先ほど申しましたが、解体してはいけないということが決まっているわけでは決してございませんので、できることをちょっと探し続けていきたいと思います。

それから、中間貯蔵の搬出入の話、それから入退場の件は、また環境省、内閣府支援チームからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 宮崎さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（宮崎貴哉君） 立ち入りの件につきましては、先ほど議員のお考え、ご要望につきまして承りましたので、引き続き私ども考えていきたいと思っております。

改めてご説明申し上げますと、今回拠点整備を進めていくに当たって、まず事業者の方、多分リフォーム業者の方々は、私どもというよりは、町の公益立ち入りという制度を使ってお入りをいただくことになっております。私ども今回住民の方々の立ち入りの回数あるいは時間をふやしたのは、ご自

宅の例えは解体とか、除染とかを進めていくに当たって、当然事業者さん等が入って工事をされる、そこで立ち会いたいとか、事前にそのための大掃除をしたいとか、そういうニーズは当然あるということで、引き続き大変ご負担でございますが、通行証をとって入っていただくことにはなるわけですけれども、回数なり、時間を延ばすなりということをやらせていただきます。あわせまして、それでは拠点外はどうなるのだというお話は、これもまた承っているところでございまして、私も当面の間は30回という回数を不要不急の立ち入りを控えていただく目安にしておりますけれども、それを超えた立ち入りをしたいというお申し出が住民の方からあった場合でも、これまで町においてはお問い合わせいただいていたのですけれども、そこについて私どもと町のご当局と相談させていただいて、一定の範囲で、私どもで引き続き通行証なり、線量計などを貸与して入っていただくような運用を来年度なるべく早いタイミングから始めたいと思ってございます。住民の方々からしますと、窓口が1つになるということで、わかりやすい制度になると思いますし、町の皆さんとの事務的なご負担も多少緩和できるのではないかということで、こういった取り組みも含めて引き続き制度改善に努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 神谷さん。

○環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官（神谷洋一君） 仮置き場へのフレコンの量が減少に転じるのはいつからかというお尋ねでございます。

来年どのぐらいの量の土が出てくるかということについては、まずこの拠点計画の中でどういうペースでどの場所から事業をしていくかとか、あるいはそこの線量がどのぐらい出るのぐらいの土をとらなければいけないかとか、ちょっと未確定のファクターがたくさんございます。それから、あと搬出につきましても、どこの場所から順番にしていくかというところについても、よくよく町や皆さんと協議しながら進めていく必要がある話だと思っておりますので、ある仮置き場の出入りの逆転というところをすぐに断言するのはなかなか難しいというところでございますが、よくご相談しながら進めていきたいと思っております。

あと8,000ベクレル以下の廃棄物の行方ということにつきましては、県や国がその行き場について相談に乗り、そしてそれを探すという事業を行っておりますので、引き続き真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。なかなか答えが出ないような質問で非常に申しわけないと思うのですが、私も小良ヶ浜地区なのです。それで、当然あそこに仮置き場を持っていったという経緯も十分承知しておりますし、富岡町はあそこに仮置き場が行ったがために、よそには全く置いていないという状況で復興の妨げにはなっていないのが現状かと思うのです。そういう中で、やはり仮置き場にしたがゆえに、何の事業も行えないというマイナスは克服したいのです。克服してもら

いたいのです。できるものは必ずあるはずだと思うのです。そういうできるものはぜひ今回の拠点整備にあわせて一緒に進んでいけるものはいってほしい。ただそれだけなのです。全く法律の壁があるということで、手つかず状態で6号線から一部新夜ノ森を除いて東側が全く手つかず状態で、仮置き場だけが膨大にいまだにふえていく。もう7年たった中でまだふえていくのです。普通に考えればおかしいです。その辺が私も理解できないし、地域住民も理解できないと思うのです。その辺はきちんと理解できるような何かを見せてもらわないと、復興庁さん、環境省さんにはぜひその辺を泣きの涙で先祖伝来の土地を仮置き場にした皆さん涙一粒でも酌み取ってもらって、できるものは手をかけてほしいと、それを強く要望して私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、このことで質問しますから、答弁する人はこれで答弁返して。

まず、困難区域に入退するゲートについて、内閣府所管かなと思うのだけれども、今現在元請業者でめいめい1カ所のゲートに複数の人が立っていたりいろいろしていると思うのだけれども、これを内閣府の所管でしょうから、責任を持って内閣府でちゃんとした業者、委託契約して一本に絞ってもらえないか。そうでないと、仮に今現在私は解体の担当のガードマンです。除染の担当です。いや、別なゼネコンの担当ですと、正直どこに責任があるのかわからない、中に入つていって、さっき誰か質問していたけれども、盗難関係あったとしても。一本に絞るべきだと思う。

あとすぐに困難区域の住民がこのゲートで手続できるように、今現在町から被災証明書というこういうのをもらっている。こういうもの、町民の人は。だから、これをまた高度化したもので、内閣府でちゃんとしたガードマンを置いて、この人たちの詰所をちゃんとして、ここでピッピッとして、どこに誰が何時に入つて何時に出たかとわかるようなシステムを組めば組めるわけだから、そういうことをやってください。できないことないから。

あと2つ目、大熊との境の森林再生モデルゾーン、あとは6号線の東側のライン、あと特定復興再生拠点区域のラインかな、ここを除染した時点で事後測定したときに、ベクレルであってもシーベルトであっても、一定数字をきっちり明確にした上で、それ以上バグを背負つて高いというときは、20メートルでも50メートルでも、この決めた数値に下がるまで追い込んでもらいたい。これ去年の4月1日解除したときに、際除染ということで、環境省に何回も言ったのだけれども、いつの間にか人が住むところの部分に縮小されたわけ、特にこの6号線の場合は開通して国交省が通しているわけだから、どこで車が故障を起こす、そのときに数分でなく数時間そこにとまるわけだから、車が。運転手もパンクならパンクで1時間も2時間もかかるわけだから、そこら辺も私から質問しなくともここに3庁の職員が来ているから、十二分理解していると思うのだけれども、その説明からあえて聞きます。今までやってきて、質問を受けているもの、何でここにこういう図面を起こしたときにそういう話一言も出せないのか、人がかわったから聞いていないのかわかりませんけれども、今言ったものの

答弁ください。

○議長（塚野芳美君） 宮崎さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（宮崎貴哉君） ありがとうございます。先ほどご指摘ございました有人ゲートの事業者でございますけれども、確かに私ども内閣府で毎年入札をいたしまして、事業者を決めまして、そこにゲートの開閉を委託をしているということでございます。ただ、ゲートの中でも一部のゲートにつきましては、例えば環境省は、除染のトラックを通すための専用ゲートにして運用しているようなところ等もあります。そういうところの管理は、管理外ということで、私どもから環境省に例えばゲートの管理を委託してやっていただいているところでございます。そういうところで、もし何かちょっと不都合等々もちろんございましたら、解消したいと思いますので、善処していきたいと思います。

それから、システムを組んでなるべく簡単にというお話につきましては、なかなか予算的な面もございまして、難しい面があるのでけれども、いずれにしましても、すぐにというわけにはなかなかまいらないので申しわけないのでけれども、より有利性の高い出し入りができるような見直しを考えていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。煮え切らない答えで申しわけございませんけれども、以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 神谷さん。

○環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官（神谷洋一君） 区域の境界の部分の除染、いわゆる際除染をどうするかというご質問でございますけれども、この際除染というのは、一昨年の8月に帰還困難区域の取り扱いに関する考え方というのが出たときに、避難指示解除準備区域、居住制限区域に住民が安心して帰還できるよう、これらの区域の宅地に隣接する部分についても国は対策を講ずるということで始まったものでございます。それで、今回拠点をつくるという制度をつくるに当たって、その境界域の除染をどうするかという課題が新たに出てきておると思っております。6号線なりを解除するということになれば、そこに影響を及ぼす地域の除染をするというのが課題になってくると思いますので、どういった範囲をどう除染するかということを関係者とよく相談して、適切に実施してまいりたいと思っております。

○12番（高橋 実君） 6号線は解除になっているのだ。通っているのだ。

○環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官（神谷洋一君） 今自由通行をということですけれども、道路際も含めて、今後解除するという方向が今回の計画の中で出てきたと思っておりますので、それにふさわしい際の範囲というものを見きわめながら実施方針を立てていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、ゲートの件なのだけれども、一貫性を持って有人でも無人でもゲートがあるのは内閣府で許可出しているのですから、一貫性を持ってどんなゲートであっても、位置づけ

のゲートであっても、責任を持って管理してください。久しぶりに困難区域の中に向かいから入っていったら、とてもこれでは利用する人、プラスの話は一切なくてマイナスばかり。特に業者が専属に使っている無人がどうのこうのとさっさき答弁で言ったけれども、中に入っている町民が緊急時一番近いところから出るのだから、町民の入域した人は、何番ゲートと何番ゲートからしか出られないとは言つていられない、緊急時は。そこら辺も当然考えていると思うのだけれども、だから、今まで23年3月11日以降8月以降のモデル事業の除染から始まってやっている実績、国では各省庁持っている。何で同じ過ちを何回も犯すのかなと思って、人がかわるとみんな仕切り直さなければならぬのでは、我々被災している富岡の分で言えば、富岡町民は大変。全然町民の目線で国は考えていないということ。

それと、際除染にしても、私たちから質問されるのではなく、協議しながら図面見ながら、現地見ながらやつていれば今までのよかつたこと、悪かつたことを十二分わかっているのだ。それをクリアするような手法で予算がどうのこうのでなく、人体に及ぼすものはシーベルトであっても、ベクレルであっても、物体にさわったときのCPMであっても、皆さん一番これを専門にしてやっている部署なのでしょうから、合法的にやってください。所管するのは厚生労働省なわけだから、よろしくお願ひしておきます。終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 本日は、この特定復興再生拠点構想について、さまざまご意見をいただきました。本計画については、おおむね議員の皆様には了解を受けたと受けとめております。町といたしましては、先ほど私全員協議会の挨拶の中でもお話ししましたが、当初予定どおり年度内の国認定を受けるため、速やかに事務手続を行ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） それでは、以上をもちまして付議事件1、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（案）についてを終わります。

以上で国、県関係の皆様にはご退席をいただきたいと思います。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時35分）

再 開 （午後 1時38分）

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、福島県ふたば医療センター付属病院についてに入りますが、本日は福島県病院

局より武田局参事兼病院経営課長が説明のため出席されておりますので、まずご挨拶をいただきたいと思います。

武田さん。

○福島県病院局参事兼病院経営課長（武田和也君） 私福島県病院局の病院経営課長の武田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

隣にいるのが病院経営課の副課長のコジマでございます。きょう2人で説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、福島県の病院行政、特にふたば医療センターの附属病院開設につきましては、富岡町にいろいろご協力をいただいております。この場をおかりして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。病院でございますが、見てのところもうでき上がりまして、1月31日に引き渡しを受けまして、今は医療機器の搬入であるとか、搬入をして設置をしたりとか、あとは電子カルテの構築、あとは病院をどのように運営していくかというマニュアルの作成をしているところでございます。4月から開院予定でございまして、今職員一同4月の開院に向けて一生懸命やっているところでございます。基本方針にもありますが、住民の方が安心して戻れるように、あとは復興事業に携わっている方が安心して復興事業に携われるよう、そして新しく企業の方が安心して進出できるように、しっかりと医療を提供してまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

では、資料に従って説明をさせていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。説明は、今の話のとおり着座のままで結構ですので、説明をお願いいたします。

○福島県病院局参事兼病院経営課長（武田和也君） では、福島県ふたば医療センター附属病院の概要というペーパーをごらんいただきたいと思います。

まず、福島県ふたば医療センターという組織を立ち上げました。そこに附属病院と附属診療所というのをくっつけます。附属診療所というのは、大野病院附属ふたば復興診療所ということで、今稽葉にありますリカーレなのですが、リカーレもふたば医療センター附属の診療所になります。きょうはその病院のお話をさせていただきたいと思います。

基本的な考えを今申し上げましたので、ちょっと省略いたしまして、所在地ももう皆さんご存じですでの、省略いたしまして、診療科のところをちょっとごらんいただきたいと思います。診療科は、救急科と内科、2科でやりたいと考えてございます。あと病床数でございますが、30床のベッドを用意してございまして、全室個室でやりたいと考えてございます。

医療スタッフでございますが、医師でございますが、医師は前医大の救急科の教授をやられていました田勢先生が院長先生になります。常勤の先生は、田勢先生お一人でございまして、あとは20人非常勤の医師がおります。非常勤の医師は、医大の各診療科の先生方であります、非常勤の先生方が

ローテでふたば医療センターに来ていただいて、昼は4人から5人、あと土日の昼は2人から3人、あとは夜間は2人、そういう体制で救急と内科をやっていきたいと考えてございます。その他看護師であるとか、薬剤師であるとか、放射線技師、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士プラス事務になりますが、事務を除いて医療関係の医療スタッフは41名になりますと、大体確保できたという状況でございます。

医療機器でございますが、CTとデジタルエックス線撮影装置、セントラルモニター等々ありますと、救急車が搬送されても対応できるだけのいろんな医療機器を備えているということでございます。

続きまして、提供する医療等のところでございますが、まず診療の方針のところをちょっとごらんいただきたいと思います。患者でございますが、原則として救急車で搬送された患者とあとは夜間、休日とか、祝日などほかの診療所なんかがやっていないときに、時間帯に急な発熱であるとか、腹痛なんかによって自分で来院された患者、あとは地域の診療所なんかからやっぱり病院で診てもらったほうがいいよねとか、あるいは入院しないとだめですよといった患者を紹介いただいて、ふたば医療センターの附属病院で診させていただきたいと考えてございます。

そういう急性期が終わった後は、常日ごろかかっている診療所とかに逆紹介をして、患者を戻したいと考えています。あくまでも何か通常の周りには診療所とかできていますので、通常の診療所で対応できるものはそちらでやっていただきて、そちらで対応できないものであるとか、ちょっとなと思うものはこちらに紹介をいただければと考えてございます。

あと診療内容でございますが、救急医療ということで、24時間365日の救急医療を対応したいと考えてございます。一次救急とあとは高度医療であるとか、専門医療を必要としない二次救急を中心とした救急医療をふたば医療センター附属病院で提供していきたい。高度医療や専門医療を必要とする患者は、県立医科大学附属病院を初めとする県内の救急医療機関に搬送したいと考えています。搬送先で治療が一応終わった患者さんについては、継続してふたば医療センター附属病院で治療あるいはリハビリを提供したいと考えてございます。

（2）でございますが、災害医療であるとか、緊急被曝医療にも対応したいと。

右側でありますけれども、その他ということで、糖尿病など教育入院が必要な疾患において、紹介患者を対象とした教育入院プログラムなんか実施できるように検討をしていきたいと考えてございます。実際の診療開始日には、30年4月23日月曜日から行いたいと考えてございます。

あと在宅、訪問医療でございますが、在宅復帰支援ということで、急性期終了後は在宅復帰に向けて医療スタッフが協力して在宅復帰を支援していきたいと考えておりますし、実際は在宅復帰した後は、地域の医療機関、診療所の先生なんかからの依頼に基づきまして、訪問して医師が診療したり、訪問して看護師が看護したりということをしたいと考えてございます。

次、地域包括ケア推進の支援ということでございまして、行政であるとか、あと町村の地域包括支援センター、あとは医療機関、あと介護福祉施設と連携いたしまして、地域包括ケアの一環として、

未治療者であるとか、重症化予防対策であるとか、認知症への対応を実施しながら、そういう包括ケアシステムの構築を支援していきたいと考えてございます。

2つ飛んで、交流研修事業の（1）なのですけれども、双葉郡町村、地域の医療機関によるネットワークのところであります、今申し上げた地域包括ケア推進の支援をするために、双葉郡の町村の医療保険担当者であるとか、地域の医療機関であるとか、あるいは介護福祉施設の職員なんかと情報交換や事例検討を通じて、地域のネットワークというのをつくりたいと、強化したいと考えてございます。イメージ的には大きい会議を一つつくって、その下に何か担当者レベルの部門ごとの会議をつくって、その会議全体を回しながら、今申し上げたネットワークの強化を通じて地域包括ケアの推進の一助になればと考えてございます。

あと健康増進支援でございますが、これは周りの診療所で健診はやっていただいているので、こちらふたば医療センターの附属病院は、健診は考えてございません。研修をしたりとか、あるいは健康講座なんかを開催して、住民の方であるか、作業従事者の健康増進を支援していきたいと考えてございます。

あと交流研修事業の（2）とか、（3）であります、地域の医療機関のスタッフなんかにもふたば医療センターの附属病院に来ていただいて、今病院で研修とか、あるいは意見交換なんかをさせていっていただければなと考えておりますし、あと医大と連携して教育研究機能の展開を図っていきたいと考えてございます。

最後、多目的医療ヘリというのを今回導入したいと考えています。これは、ドクターへリというのはもう既にあります、医大に常駐しております。何かあった際は、医師、看護師が一緒に乗って現場に出向いて治療しながら医大に行きたいとか、あるいは周りの救命救急センターに行って治療するという応対をして、これはあくまでも生命に直接かかわるような重篤な患者の場合に出動するヘリなのです。多目的医療用ヘリというのは、そういう重篤な患者ではなくて、そこまでいかないような患者を搬送したりということで考えております。ふたば医療センターから医大に搬送したりとか、あるいは医大から逆搬送と言いますが、ふたば医療センターに戻したりとか、あるいは医大から医師とか、看護師とか、あとは検査技師とか、緊急に必要になった場合は、そういう医療スタッフを搬送したりとか、あるいは資機材なんかも搬送したりとかいうことで、医療用で多目的に使うヘリということで、そういうものを導入したいと考えています。基本は、医大に格納庫をつくりまして、医大の格納庫にしまっておいて、朝は医大からふたば医療センターにはぱたぱたぱたと飛んできて、ふたば医療センターのあそこのヘリポートにおります。夕方日没前にまた医大の格納庫に帰ってということで考えてございます。あくまでも多目的医療ヘリは置きますが、重篤な患者については、ドクヘリを当然使いますし、そこはうまくやりながら、この双葉郡あるいは浜通り地域の救急医療の向上に努めていきたいと考えてございます。

こちらからの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 1点だけちょっとお聞きしたいのですが、こちらのその他から入ってきたこの右側なのですけれども、地域包括ケアの推進の支援ということで、あくまでも支援ということで、先生もほとんど常勤はいないということなのですが、町内、郡内には福祉施設とかもあって、ご存じのように地元の医師が非常に少なくて、施設をある程度管理してくれる医師がいない状態があるわけですけれども、これから施設を再開するに当たって、こちらの附属病院の先生がそういう業務の一翼を担うというのは、今の話ですとなかなか大変そうなのですから、そういう方向性というのは可能性というか、そういうこともしていただけすると皆さん1人でほとんどやられているので、なかなかそこが難しいようなのですけれども、そういうことはどうなのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 武田さん。

○福島県病院局局参事兼病院経営課長（武田和也君） 今は、そこまでは想定していないです。あくまでも急性期の医療に対応するということと、あとはヘリで医師も乗ってきますので、ヘリで対応する、あるいは訪問診療するということで考えております。ただ、医師がある程度配置できるようになるとか、あと地域のニーズがあるとかということであれば、そこはやらないとかではなくて、実際奥会津にある宮下病院であるとか、あと南会津病院なんかについては、その地域の介護施設とか、そういうところの回診医であるとか、そういう仕事をしておりますので、県立病院の仕事としてはありますが、当初のこちらの病院の開院時期にできるかはちょっと今ここで何とも言えないところなので、そこはいろんな地域の要望であるとか、あと病院の医師の充足状況なんかを見ながら相談させていただければなと考えています。

○議長（塙野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今当初のことということで、当初の部分に関しては理解しております。ただというか、この後富岡の町民が帰ってきている状況を見ますと、元気な年配の方が多い状況で、これが先ほどからこの先また2年、3年と過ぎていきますと、どうしてもこの富岡に帰ってきたいという方々が帰ってきていることが多いので、そういうことも起きてくるのかなと。当然福祉施設も必要になってくるのかなと思いますと、そういうことがあるので、ただ南会津とかでそういうことを県立病院としてもやっているということなので、そういう時期が来たらそういうことも、ただあと施設が、帰還するときに先生方がいなくてなかなか帰還できないということを聞きますので、そういうこともうまく連携しながら、そういうことも可能だよということで進めていただければと思うのですけれども、やはりあっていいという状況にならないとダメなのか、施設が戻ってきて再開しようとしているときに、医師が足りないというときに、事前にそういうような話し合いができる、先生のそういうことも可能ということなのか、システム上はどうなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　武田さん。

○福島県病院局参事兼病院経営課長（武田和也君）　システムというか、要はふたば医療センター附属病院というのは、この地域の復興を後押しするためにつくる施設であって、今先生おっしゃったようなことをこの議会の場でできますとはちょっと申し上げられませんけれども、当然地域が必要であるということであれば、そのお話を聞いて、こちらでいろんな準備をしなくてはならないでしょうけれども、それに応えられる努力は最大限していかなければいけないなと思います。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君）　方針についてちょっとお尋ねします。

救急車で搬送されたとか、夜間休日、祝日とか、あとは紹介状と書かれていますけれども、例えば前県立大野病院なんかは、川内村から来たり、結構遠方から来ます。患者によっては、ここはちょっと敷居が高いのだよということをわからないで来る患者もいると思うのだ。そういうときに自分の町の診療所に行きなさいと帰してしまうのか、とにかくきょうは診てあげるとか、次からはあなたの町の診療所に行きなさいと誘導してくれるのか、そこが1点と。

あと多目的医療用ヘリ、例えば医師がばたばたとヘリで来るということなのだけれども、これは例えば大雪とか、台風とか、365日毎日来てくれるのかどうか、その辺のこの2点お願いします。

○議長（塚野芳美君）　武田さん。

○福島県病院局参事兼病院経営課長（武田和也君）　1番目の質問でございますが、答えは後者でございます。来た患者は診ませんよということはしないです。診させていただいて、あとはこういったものであれば今通っている診療所でも大丈夫だから、そちらに行ってくださいよということで診療所に戻したいと思います。

あとヘリでございますが、こちらは365日の対応はちょっと難しいかなと考えてございます。天候が悪ければ来れない場合もありますし、あとは土日がやっぱり医師が手薄なので、その前に誤解があったと思うのですけれども、医大から医師が乗ってくるということではないです。機体だけ空で来ます。医師は基本的にふたば医療センターの医師が乗ります、何かの場合。ふたば医療センターの看護師とふたば医療センターの医師が乗ります。ふたば医療センターの患者はそうなのですけれども、では例えば南相馬市立病院の患者を搬送したりする場合はどうなのかというところは、ちょっとまだ不明であります。ふたば医療センターの看護師は乗ることになるのかなと思いますが、できれば南相馬市立病院の医師に乗っていただきたいなと思うのですけれども、そこは話し合いでではふたば医療センターの医師が乗るのかどうかというのは、そこはちょっと今後詰めなくてはならないところかなと思いますが、いずれにしろ、医師はこちらにいる医師が何らかの形で乗るということになると思いますし、あとはそういうことでヘリの運行をするためには、ある程度ふたば医療センターに医師の数が必要になります。土日は、やっぱりちょっと医師の数が手薄になるので、天候の悪い日であるとか

土日までは当初からは運営できないより可能性が高いのかなということで今は考えております。そこら辺は今後ちょっと詰めていきたいと考えます。

○議長（塙野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 1点教えてほしいのですが、この中の診療内容の中に（1）の一番下の搬送先での高度医療云々と書いてありますが、これについての全般的な話はわかるのですが、実際にこの地域にいる方は、もし緊急で運ばれた、もしそこである程度回復してまた再発するかもしれないといったときに、この地域にはベッド施設が余りにも少ないと、ないという状況において、これは緊急性の場所ということはわかりますが、そういう対応をできないかなという方たちも結構町民にいらっしゃる。この中に継続した急性期医療やりハビリと書いてあるのですが、これどういう形で考えているのか、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（塙野芳美君） 武田さん。

○福島県病院局局参事兼病院経営課長（武田和也君） 何か急性期の病気で医大に搬送されました。医大で急性期の治療が一応終了しました。では、医大ではもうちょっとということで、ではふたば医療センターに入院していただきましょうというような患者で、そういう患者の治療を継続というか、自宅に帰れるようにふたば医療センターでリハビリをさせていただいて、自宅に帰っていただく、あるいは自宅まで帰れない、ずっと長くなるような患者であれば、この辺だと高野病院に療養病床があるので、療養病床に行っていただく、あるいは看護施設はまだ少ないのでけれども、遠くになりますけれども、そういうところに行っていただく、自宅に帰った患者については、ふたば医療センターの医師が訪問したり、看護師が訪問したりして、治療なり、様子を見ながら治療するということで考えております。ここに書いてあるのは、一旦急性期の病院に行って戻ってくる場合は、急性期の病院というのは、あくまでも生命に直接かかわるような時期は脱したけれども、まだ家に帰れるような状態ではないわけです。そういう患者は、入院していただいて、自宅に帰れるようにするという、そういう趣旨でここに書いてございます。

○議長（塙野芳美君） 簡潔にお話しください。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 今の説明でわかったのですが、実際にそういう方はすぐ入院、入院という形になると、どうしてもベッドである程度看護という形があるので、そういうのも実際に今回運営していくに当たって、地域の診療所においてもそういうわかるような形の説明とまた診療所の医師をそういう形でこちらでリハビリ治療できるよというようなものをぜひとも報告していただくように、ご指導いただくようにお願いできますか。

○議長（塙野芳美君） 武田さん。

○福島県病院局局参事兼病院経営課長（武田和也君） 当然我々がやろうとしていることは、周りの機関にお知らせしながら、周りの医療機関だけではなくて、いろんな機関と連携してこれはやってい

きたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 1点だけちょっと確認させていただきたいのですが、救急医療センターということで、救急車で搬送されて治療等をすると思うのですけれども、今県内でも医師不足や特に救急搬送する病院が少ないということもあって、例えばいわき市とか、南相馬市で救急車を呼んでも診てもらえる病院がなくて困っていたりすることもあると思うのです。このふたば医療センターは、例えばいわき市とか、南相馬市でどこも診てくれない場合は、ふたば医療センターに要請があれば受け入れをするのかどうか、1点確認させてもらいたい。

○議長（塙野芳美君） 武田さん。

○福島県病院局局参事兼病院経営課長（武田和也君） 要請があればお受けいたします。ただ、現実的にこの管内で急患が発生して、脳卒中だ、何だというときに、外科についてはふたば医療センターで止血であるとか、あるいは気道を確保して呼吸等ができるようにするとか、そういう緊急のものには対応する予定でございますが、頭開いてとか、そこまではちょっとできないので、やっぱり南相馬市立であるとか、あと磐城共立にお願いしようかなと考えているのです。だから、そちらでだめな患者が来た場合は、多分昼であればうちで受けて直接もう医大にヘリコプターで搬送するような感じになるのかなと思います。だから、ここも来るというか、相談するものは全て受けますけれども、完全ではないので、いろんなところと連携しながらやらざるを得ない機関ではあります。

○議長（塙野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） そこまで重症というお話ではないのですけれども、私が心配しているのは、特にいわき市なんかは相当人口も多いですし、病院の数がそれに対して少なくて、救急車もどこに行っていいかわからないような状況があるものですから、それでどこもそんなに重症ではなくても受け入れができなくて、ここで受けたとして、それが多くなったために例えば富岡町民とか、双葉郡の住民が先約がいて受けられないという、そういう心配をちょっとしていたので質問させていただいたのですけれども、それはもういたし方ないと考えるしかないです。

○議長（塙野芳美君） 武田さん。

○福島県病院局局参事兼病院経営課長（武田和也君） 救急病院なので、常にベッドはあけておきます。だから、瞬間的にもしかすると受けられないような事態が発生するかもしれません、基本的には30床あっても30床全部使うということではなくて、数床は常にあけておいて、そういう患者に対応できるようにする病院ですので、ほかの地域から患者を入れたので、肝心かなめの双葉郡の患者が診れなくなるという可能性は小さいのかなと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと何かわかりづらくて病院であって病院でないような説明聞いているような気がするのです。富岡にとって病院ができるということで、帰町している町民の人たちも我々も非常に期待していたのです。この中身を見ると、診療科目は内科ということで、緊急科というもので全て網羅できるのかなと思うのですが、大半のものは。これはいいとしても、ここで治療できないものはドクターへりなり、医療へりなりで県立医大とかに運ぶのでしょうか、大体網羅できるのかなと思うのですが、救急車で来る患者しか受け入れないというところにちょっとひっかかるのです。先ほどの答弁で、来た者は診るよという話がありましたが、来た者は診るのであれば、救急車搬送された患者、これ取り除いていただければ非常にありがたいですが、といいますのは、私はきょう初めてこの話聞いたのです。ただ、町民の方々はもう正月前からこの病院は救急車でしか受け入れてくれないと、そういう話がもう広まっているのです。どこから出たのだかわからないのですけれども、そんな病院世の中にはないという回答を私はしていました。きょう実際そういう話を聞いて唖然としているのですけれども、ここに病院ができるということで、非常に喜んでいたのが現実です。そういう部分でぜひ来た患者はそこで診ますよと、診て要は診療所で十分これは対応可能だというときには、次から診療所に行ってください、そういう対応の仕方もありますが、その辺は恐らくそういうことを表に出せば、ほとんどこっちへ来ます、流れてきます、大きな病院だということで。そうなったら対応し切れないということで、こうなったのかなと思うのですが、その辺の対応の仕方はどうするのですか。

あと医療へりですか、医療へりが福島から毎日こちらに飛んてきて、ヘリポートにおいて緊急事態に備えているということなのですが、この双葉の医療をスムーズにスピードに乗って進めるためには、わざわざ医大に戻って朝出勤してきて夕方帰る。私無駄のような気がするのですけれども、ここにとまっていれば夜間でも何でもそれが必要となればすぐ飛び立てるわけです。ドクターへりと何ら変わらないです、やっていることは。ただ、違うのはドクターへりは患者を搬送するためのへりです。医療へりは、患者だけではなくて、先生を運んだり、必要な場所に。あらゆるものをお運べるという医療へりなのでしょうけれども、そうした場合にせっかくヘリポートつくってここに常駐するのかなと思ったら、県から来るとちょっとスピードにブレーキかけたような感じに私は捉えているのですが、その辺は格納庫をつくる予算が膨大にかかるからやめたとか、例えばへりのオペレーターをここにとめ置かなくてはならないから経費がかさむという考え方でそうなったのか、その辺をお聞かせいただければありがたいです。

○議長（塙野芳美君） 武田さん、済みませんけれども、まず二次救急医療施設は何かということも申しわけないですけれども、その辺を含めて。それから、私はちょっと確認しないとわからないのですけれども、多目的へりは、恐らく私の想像では夜間は飛行できないものだと思うのです、特殊なへりでない限りは。ですから、その辺も含めて申しわけないですけれども、説明いただけますか。

武田さん。

○福島県病院局参事兼病院経営課長（武田和也君） まず最初の二次救急医療がどういうものかと
いうところからご説明したいと思います。

二次救急医療というのは、急な発病なんかで入院が必要だということで、入院施設を持って救急医療に対応するのを二次救急医療ということで、一般的に言われております。あとは、救急車が来たときだけしか対応しないのかということは、どういう考え方でそうなったのか、その場合の対処の仕方をどうするのかというありますが、基本的な考え方、何でそうなったかというと、もう既にふたば医療センターの周りには、一般的な診療所がございますので、診療所でできるものまでふたば医療センターの附属病院でやる必要はないだろうと、患者はこちらで全部吸収するようなやり方でなくて、両方並び立つようなやり方がいいのではないかということで、こういった対応にしております。ただ、いろんな住民の方とか、いろんな医療機関の方々にはそういう説明はちゃんといたしますが、先ほども言いましたように、来た患者についてはちゃんと診させていただくというやり方でやりたいと考えてございます。

次に、ヘリでございますが、まず夜間飛ぶのかということですが、夜間は飛びません。何で医大から来るようにしたのか、直接そこに置けばよかったのではないかということですが、これはこちらへ置くのは多目的医療ヘリと言いますけれども、多目的医療ヘリとドクターへリというのを一体的に運用するのはいいのではないかということと、あとはやっぱり医大は医療資源は豊富、医師が豊富ですので、医師が豊富なところに置いておいたほうが医師も一緒に飛んできたりもすることがあるわけですから、ドクヘリとの一体的運用と医療資源の多さということを考慮して、医大に置いたということでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ヘリの運用の仕方は理解はしています。ただ、ここに置くことによって、医大から優秀な先生を連れてくる場合には、当然向こうにあったほうがいいと思うのですが、患者をそのほかの部分で対応するとすれば、ここにあったほうがスピーディーに動けるのかなと、いい部分、悪い部分当然あるかと思いますが、ただ我々当初聞いていたのは、この医療センターにはヘリが常駐するのだよという話を聞いていたのです。常駐というのは、ここにいるということなのです。県から通ってくるという話ではないのです、常駐というのは。だから、それがここに近隣に病院が開設したり、診療所が開設したりして、状況が少しずつ変わってきたのかなと思うのですが、私が期待していた医療センターとはちょっと変わってきているのかなというニュアンスで私とりました。

あとここに書かれている文面で言えば救急車で搬送された患者ということなのですが、これ簡単な話救急車を要請すれば、風邪引きでも来れるわけですから、かかりたい人は救急車呼べばいい話なのですが、今度救急車が対応できなくなってしまうのかなと思うのです、逆に言うと。広域の方では救急車そんなに余るほど数持っているわけではないし、だからそういう部分から言っていくと、広

域とか、そういう部分で少し連携とれていない部分が多過ぎるのかなと思うのですが、その辺は徐々に始まってからその辺の歯車はうまく合っていくのかなと思いますので、合っていくように期待しますが、少し町民が考えているニュアンスとは大分変わってきたのかなと私はそういう実感で今捉えています。

ただ、これだけの病院ですから、町民もそうだし、地域の人たちもかなり期待していることは絶対間違いないことですので、ぜひ期待を裏切らないような制度の改革をしていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 僕個人的に理解に苦しんだところがあるのですが、もう一度確認させてください。

まず、センターには院長である救急救命の教授田勢先生がまず常勤するのか、それと通常は四、五名の医大からの派遣医が昼間は常勤しているのか。あと夜間に関しては2名ぐらいの先生が常に院内もしくは近くにいて対応できるような体制をとるのか、その1つ。

あともちろん今医薬分業ということが言われて久しいのですが、町内には調剤薬局といいますか、薬を調剤するところがないので、万が一救急医療に対応して退院の運びになった場合、処置というか帰る場合に、当然院内で処方もしていただけるのだと思うのですが、その確認。

あとこの資料の中にある緊急被曝医療に対するその施設の中の状況というのは、僕恐らく皆さんもまだ拝見というか、見ていないので、当然放射線緊急被曝というか、そういう外科的な事故等に対応するための特別室といいますか、特別な処置室が施設内には設けてあるのか、この3つについてお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 武田さん。

○福島県病院局局参事兼病院経営課長（武田和也君） 最初、医師の体制についてのご質問ですけれども、説明が足りなかったのですが、田勢先生は常勤です。常勤1名というふうに申し上げて、あとは非常勤の先生がローテでと申し上げたのですけれども、そのローテの仕方も昼間来て夜とまって次帰るという先生と、あと1週間月曜日来て日曜日までずっと勤務する先生と2通りあります。この1週間勤務する先生が終わる日にまた1週間勤務する先生が来てということで、常勤ではないのですけれども、常勤に近いような形でもう一人の先生が院内にはいることになります。だから、実質は常勤というか、常勤が1.9とか、そういういたイメージで考えていただければいいかなと思います。

あとは昼間は大体4名から5名で、夜は2名というのは院内にその先生がいるということでございます。

あと院内で処方するのかということで、院内処方を考えてございます。

あと被曝医療に対応するということで、被曝医療に対応できるような特殊な施設があるのかという

ことでございますが、除染室ということで、被曝したものを洗い流す施設はございます。あとは、デブリードマンということで、例えば被曝したところの肉を剥いだりすることまで緊急にやるかどうかはまた別ですが、それも緊急にできる手術施設というのはありますので、そういう被曝した場合の除染というか、その被曝した部位をきれいにするような、そういう措置は対応できると思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） おおよその今の答弁で理解できたのですが、お願いといいますか、当然緊急時の対応となれば、この書面でこれからどんどん、どんどん運営ソフトの面では改善、改良していく点は多々あるとは思うのですが、内科の先生が常勤というよりも、その中でやっぱり当然緊急時というと、内科疾患でも当然緊急時の心臓疾患であるとか、頭、脳疾患であるとかあると思いますが、当然ここはやっぱり復旧復興の現場ですから、ある程度外科にも秀でたと言ったら語弊がありますから、対応可能な先生方も常に常勤、うまくローテーションしていただけるとありがたいなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 武田さん。

○福島県病院局参事兼病院経営課長（武田和也君） まず、救急科の先生が大体4名ぐらいで、総合診療科の先生が4名ぐらいになります。あとは、内科系の先生が5、6名、あと外科系の先生が5名ぐらいで大体20名でローテを組むことになりますので、救急科、内科、外科適切に配置して、ある程度のレベルというか、適切に対応できるような体制をしきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、福島県ふたば医療センター付属病院についてを終わります。

武田さん、コジマさんありがとうございました。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時26分)

再 開 (午後 2時29分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部からその他ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員からその他ございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） きょうの新聞でJヴィレッジ駅についてちょっと記事が載っておりましたがその中で8力町村で費用負担が発生するというような記事を見ましたが、楢葉、広野の中間地点に置かれるということで、両町の費用負担はもちろんあると思うのですが、そのほかの地域の費用負担の必要性が本当にあるのかなと疑問に思ったので、そのあたりの内容というか、どういう経緯なのかわかる範囲で教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参考兼総務課長（伏見克彦君） Jヴィレッジの新駅につきましては、町村会からのお話がございまして、富岡町でも応分の負担をするということで、3月の当初予算には計上させていただいておるところでございます。これに係る費用が約15億円というような試算がございまして、JR、県、それから地元町村で3分の1ずつ持つというようなことでございます。さらに、地元2町においては、それの8割程度を地元2町が持って、残りを郡内他の町村で平等割、人口割というような形で出すというようなところでお話をいただきしております、これについて当初予算で上程をさせていただくというようなところになってございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 何をもって応分の負担になるのかちょっと理解ができないのですが、幅広く見て、双葉郡の発展のために必要だというところであれば、考えなければいけない部分があるのかもしれません、ちょっとやっぱり2町がそこに設置されるので、そっちの負担であろうかと思っているので、なぜこの8力町村まで広がってくるのか、もしその理由というか、それがわかれれば教えていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参考兼総務課長（伏見克彦君） これにつきましては、今ほど議員がご心配されているように、新駅の効果というものが郡内全部に来るのか、あるいは両町でおさまってしまうのか、あるいは歳入はJヴィレッジ内でそこでおさまってしまって、両町にもさほどの効果が見込めないのか、いろいろございます。県ではJヴィレッジの再生というのが福島県の復興のシンボルだというような位置づけでさまざまJヴィレッジを震災以前の状態に戻せるような計画を立てて事業を実行していくと。その中で周辺町村に対しても効果が波及していくというような考え方で地元町村にも負担を求めるというような形になっておりますので、これについては町としては県の計画が前倒しで従前の状態に戻って、さらにはそれ以上の状態に戻るように県に働きかけをしながら、さらには粘り強く町としても効果を町に取り込めるような、そういうものをつくっていく、一朝一夕でなるものではないので、本当に国、県あるいは他の町村とも協議をしながら粘り強くやっていく、それによって農産物だけではなくて、以前のような旅館業とか、そういうところにも波及してくることを期待していくというよう

なところでございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今回のJヴィレッジの新駅ですが、今ほど5番議員がなぜ我が町でも負担しなくてはいけないのだというような話ですけれども、今まで広域圏で取り組んできたものについては、立地町が5割、そのほかのものを応分負担で他町村がカバーをしたというようなことで今までやってきた経緯がありますから、それらの従前に例に倣ったということだと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 町長の言うことで私は理解はできます。ただ、こういう状況下の中で3分の1 JRと県が3分の1、あとは8力町村3分の1の中の2町が8割持つということで、負担の金額はそんなに大きな金額ではないのかなと思うのですが、ただ非常に私不信感持つのは県です。こういう状況下の中で、やっぱり原発は福島県にあったものですから、つくるも動かすもとめるも全て県が握っていたわけです。そういう原発が事故を起こして、あのJヴィレッジはどれだけ貢献したかということ、すごくこの事故を広げないで収束させるためにその拠点としてすごく貢献した施設だと私は思うのです。そういう中で、そこに近い位置に駅をつくるということで、この立地8力町村に負担をさせなければならないのかなと、そういう部分で非常に理解できない部分があるのです。県には、すごいお金が来ているのかなと思うのです。そういう部分をなぜ今の時期ここに少しでもいいから投入してくれないのだという思いが私はあるのですけれども、その辺は町長どう思いますか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員と私の考え方では、若干一致しないところがあるのですが、今回これらについては、2020年の東京オリンピックあるいはパラリンピックというもの、それを契機にJヴィレッジそのものを我々双葉郡の復興の核にしたいというのが知事の狙いだと思います。そういう意味で、利便性をとるということですが、なかなか道路であれば町なかにあった道路にバイパスを通すようなもので、バイパスが繁盛すれば町なかが寂れるというようなこともありますから、これらについては一長一短があるのだと思いますが、知事の考え方あるいは立地町の考え方というのは、あれを核にして我々双葉郡をもっと元気にしたいということが根底にあると思いますから、その辺だと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 確かに核的な存在にはなろうかと思います。オリンピック、パラリンピックを控えて、強化選手なり何なり合宿などをやれば、昔のように戻って旅館業、ホテル業に泊まり客を配分してくれると、そういうプラス面はすごい効果があろうかと思うのですが、そこまでこの地域が対応できるかどうか、あと二、三年の中で。これはかなり難しいのかなと思うのです。その難しさを打開していくが行政のなかだと思いますが、ただここで県の予算を使って8力町村広域の負担分をしのいでくれるという手も一つの私は方法なのかなと思ったものですから、ちょっと質問させていただ

きました。そういう思いは、町長とは多少違いがあって、人が違うわけですから、当然だと思いますが、町長の考えはわからないわけではないですが、強く県にもそういったそのことだけではなくて、いろんな面で県にも働きかけていただければありがたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらのものは、見切り発車というか、そういう状況で発車したわけですが広域圏組合の議会あるいは当然双葉郡の8町の議長にはこれから説明をするというような状況の中で、きのう広野町で全員協議会があった中で、町長が口を滑らせたというか、そういう状況だと思います。皆さんには、そういう意味では広域議員の皆さん、それから議長の皆さんも聞かない中での新聞等の報道でしたから、大変驚きもあったと思いますが、町としてもそれらは説明等をいただいたところでございます。これから今月いっぱい煮詰めていくということでありますから、この辺についてもご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今の説明である程度理解したのですけれども、できればそのプラットホームの広告とか、Jヴィレッジの中の広告とか、富岡町をPRできるようなJヴィレッジにお金を出したということがかえってプラスで返ってくるように、ただお金を出しちゃではなくて、富岡町のメリットのような観光のようなもの、そういったものをPRできるようなスペースもとれるようなお話の進め方をお願いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど8番議員からお話のありました点につきましても、これからさまざま点で広域圏を核として私どももお願いするところはする、そして当然お願いをするだけではこれ目的が達成できるわけではないですから、そういう目的達成のためにできるところからやっていただくような方策をとっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉会 (午後 2時37分)